○島田市GAP認証取得費補助金交付要綱

令和６年３月28日

告示第92号

（趣旨）

第１条　市長は、市内で生産される茶の付加価値を高め、国内外における茶の取引拡大を図るため、茶に係るGAP認証を取得したものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) GAP　農産物の品目ごとに、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。

(2) GAP認証　第三者機関の審査によるGAPの適正な実施が確認されたことの証明のうち、国際水準に適合するものであって、JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P.の認証をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 農業者（農業を営む者であって市内に住所を有するものをいう。第３号において同じ。）

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人であって市内に主たる事務所を有するもの

(3) 荒茶生産組織（荒茶の生産を行う農業協同組合、農事組合法人、有限会社若しくは株式会社であって市内に主たる事務所を有するもの又は農業者が共同で荒茶の生産を行う団体をいう。）

(4) 茶商（茶の販売を行う者であって市内に主たる事務所を有するものをいう。）

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、茶に係るGAP認証の新規取得、維持又は更新に要する次に掲げる経費とする。

(1) 第三者機関が行うGAP認証の審査に要する経費（振込手数料、郵送料及び申請書

式集代を除く。）

(2) GAPを適正に実施するために必要となる研修の受講に要する経費（補助対象者の旅費交通費を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、国、県等の補助金等の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

（令８告示74・一部改正）

（補助額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、５万円を限度とする。

２　補助金の交付は、一の補助対象者に対し、GAP認証の種類ごとに、新規取得、維持又は更新のそれぞれにつき１回とする。

（令８告示74・一部改正）

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、規則第13条第１号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式）

(2) 規則第13条第３号に規定する収支予算書

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項第１号の市長が定める要件は、補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとすることとする。

２　規則第５条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後５年間は、市長から求めがあった場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

（交付決定の通知）

第８条　市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第４号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとする。

（変更の承認）

第９条　補助金の交付の決定を受けたものが第７条第１項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第５号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第13条第３号に規定する変更収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第６号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助金の交付の決定を受けたものは、GAP認証の新規取得、維持又は更新に係る審査が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第13条第７号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式）

(2) 規則第13条第３号に規定する収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) GAP認証の新規取得、維持又は更新に係る審査が完了したことが分かる書類

(5) 振込みを希望する金融機関の口座が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令８告示74・一部改正）

（交付確定の通知）

第11条　市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第８号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（令８告示74・全改）

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月27日告示第74号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の島田市GAP認証取得費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。